



栃木県公報

平成29年
3月31日(金)
号外
第20号

目次

規則

○栃木県財務規則の一部改正..... 1

規則

栃木県規則第二十七号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則（平成七年栃木県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第四項に規定する選定事業（以下この号において「選定事業」という。）に係る契約を締結する場合において、当該選定事業の実施に関連し、同条第五項に規定する選定事業者が設立する会社（以下この号において「特定事業実施会社」という。）と契約を締結した者（以下この号において「構成員等」という。）が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は特定事業実施会社若しくは構成員等を被保険者として保険会社との間に締結された履行保証保険契約の保険金請求権について、当該選定事業の契約に係る県の違約金の債権の担保として質権が設定されたとき。

第百五十四条第一項ただし書を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、前項の書面（第一号に掲げる場合にあつては、次条第一項の最低制限価格その他別に定める事項が併記されるものを除く。）を封書することを要しない。

- 一 一般競争入札の執行に当たり、別に定めるところにより、前項の予定価格を当該入札の執行前に公表する場合
- 二 一般競争入札の執行に当たり、別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して当該入札の手続を行う場合

第百六十一条第二項及び第百六十二条中「第百五十四条第二項」を「第百五十四条第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(会計局会計管理課)